

「河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）」に対する
府民意見等の募集結果について

河川水質環境基準については、水域の利用目的に応じて「生物化学的酸素要求量（BOD）等」と「水生生物保全に関する項目」ごとに複数の類型が設けられており、水域ごとに都道府県知事が指定（県際水域は国が指定）し、水域の利用や水質の状況等の変化に応じて適宜見直すこととされています。

大阪府環境審議会は、令和4年6月8日に大阪府から「河川水質環境基準に係る類型指定について」の諮問を受け、水質部会で2回審議を行い「河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）」を策定しました。

府民の皆様から、この改定案についてご意見等を募集した結果は、以下のとおりです。

1 募集期間

令和4年9月14日（水曜日）から令和4年10月13日（木曜日）まで

2 公開方法

- ・府ホームページでの公表
- ・府政情報センター（大阪府庁本館1階）での開架
- ・大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課（大阪府咲洲庁舎21階）での開架

3 募集方法

インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ

4 提出されたご意見等

2名から2件（全て非公表を希望）